

漁業保険団体等検査実施要項

(制定：平成23年9月1日)

(最終改正：令和3年12月1日)

第1 趣旨

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第85条及び漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第69条から第71条までの規定により漁業保険団体等に対して行政庁が行う検査（以下「検査」という。）は、農林水産省協同組合等検査規程（平成23年農林水産省訓令第20号）及び農林水産省協同組合等検査基本要綱（平成23年9月1日付け検査第1号農林水産省大臣官房検査部長通知）によるほか、この要項の定めるところによる。

第2 定義

- 1 この要項において「漁業保険団体」とは、次に掲げる者をいう。
 - 一 漁船保険組合
 - 二 漁業共済組合、漁業共済組合連合会
- 2 この要項において「漁業保険団体等」とは、漁業保険団体及び漁業災害補償法第101条第1項（第147条の2第2項及び第196条の17（第196条の20第2項において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）の規定により漁業保険団体から事務の委託を受けた者（以下「受託者」という。）をいう。

第3 検査の種類

検査を、その法的根拠及び検査実施範囲により、次のとおり分類する。

- 1 法的根拠による分類
 - (1) 請求検査
組合員、総代、組合又は会員の請求による検査
 - (2) 認定検査
法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款等に違反する疑いがあると認めるときに行う検査
 - (3) 随時検査
漁業保険団体等の事業の健全な運営を確保するために行政庁が必要があると認めるときに行う検査
 - (4) 常例検査
毎年1回を常例として行う検査

各法律の根拠条文は次のとおり。

	漁船損害等補償法	漁業災害補償法
請求検査	第85条第1項	第69条
認定検査	第85条第2項	第71条
随時検査	第85条第2項	第71条
常例検査	第85条第3項	第70条

2 検査実施範囲による分類

(1) 全面検査

検査対象漁業保険団体の全部門について行う検査

(2) 部分検査

あらかじめ特定した事項又は検査官及び検査に従事する職員（以下「検査員」という。）が検査に臨み必要と認め選択した事項について行う検査

(3) 事後確認検査

認定検査、随時検査又は常例検査を実施した漁業保険団体等を対象として、検査実施後一定期間内に検査で指摘した事項の是正又は改善の状況を確認するために行う検査

第4 検査の方法

1 年間検査計画の樹立

(1) 計画的かつ重点的検査の実施

年間検査計画の樹立に当たっては、全面検査、部分検査及び事後確認検査を有機的に組み合わせて策定するとともに、検査実施率の向上及び一定の検査周期の確保に努める。

また、経営内容等に問題のある漁業保険団体等に対しては、他の漁業保険団体等に優先し、重点的に検査を実施するよう努める。

(2) 部分検査の適用

常例検査を効率的に実施するため、常例検査に部分検査を適用してもよいものとするが、同一の検査対象漁業保険団体について連続して適用しないよう留意するものとする。

(3) 支所（又は事務所）検査の計画的実施

検査は、本所のほか支所（又は事務所）を対象に計画的に実施するものとする。

2 検査の実施

(1) 検査対象期間

検査は、検査基準日の属する事業年度の前事業年度の開始の日から検査基準日までの漁業保険団体等の業務及び会計の状況について行う。ただし、特に必要があると認められる場合には、検査基準日の属する事業年度の前事業年度開始の前日及び検査基準日後の漁業保険団体等の業務及び会計の状況についても、検査を行うことができる。

(2) 検査基準日

ア 検査基準日は、検査に着手した日（以下「検査着手日」という。）の属する月の前月末業務日とする。ただし、検査着手日の属する月の前月末業務日の残高試算表が作成されていない場合には、検査着手日の直近の残高試算表が作成された日とすることができる。

イ また、償却・引当等、決算処理を伴う項目の検証については、漁業保険団体等の直前期の決算期末日を検査基準日とする。ただし、検査実施日が直前期決算の決定のための総会の開催日以前となる場合は、前々期の決算期末日を検査基準日とする。

(3) 検査命令書及び身分証明書の提示並びに検査通告書の交付

検査責任者は、検査に際して、検査対象漁業保険団体等の理事その他の責任者から、当該検査に係る検査命令書の提示を求められた場合には、これを提示しなければならない。

また、検査員は、当該検査に係る検査員であることを証するものとして農林水産省令で定める身分証明書を提示するとともに、当該検査に係る検査通告書を交付しなければならない。

なお、検査命令書は、検査終了後、検査報告書の最終頁に添付するものとする。

(4) 経営管理上の問題点の把握

検査責任者は、検査期間中、役員等（理事、監事、支所（又は事務所）にあつては所長をいう。）から漁業保険団体の業務運営上の実情及び課題について聴取し、漁業保険団体の業務運営及び経営全般に係る問題点の所在について、把握に努めるものとする。

(5) 外部確認の実施

不正事件等を早期に発見し、損害の防止を図るため、検査の実施に当たって必要と認めた場合には、検査対象漁業保険団体の保険・共済契約について、契約者に対し、その個人情報の保護等に十分に配慮した上で、書面調査、実地調査等により外部確認を行うものとする。

なお、外部確認は、「漁業保険団体等検査実施要領」（別添）Ⅲ外部確

認により行う。

(6) 不正、不当、誤びゅうの究明

不突合額等については、単に事務的な計数把握と集計に終わることなく、経緯、原因を究明し、不正、不当、誤びゅう（不整理を含む。）のいずれによるものであるか、責任の所在等について明らかにするよう努め、検査書において適切な指摘を行い、注意を喚起する。

(7) 検査の検証手続、着眼事項等

検査技能の差による検査成果の不均衡を是正し、検査精度の向上を図るため、「漁業保険団体等検査実施要領」による検証手続、着眼事項等についても十分配慮の上、検査の実施に当たるものとする。

なお、検査においては、合法性、合目的性及び合理性の視点から広く漁業保険団体の業務運営状況等を検証する必要がある。

3 検査結果についての意見聴取

検査員は、当該検査の終了に際して、検査によって明らかとなった事項について役員から意見を聴取することとしているが、職員の出席については、役員のカ裁量と責任に委ねることをあらかじめ役員に連絡しておくものとする。

4 検査講評

検査責任者は、検査終了に際し、原則として、全役員に対して講評を行うものとする。ただし、特別の事由があるときは、講評の時期を変更することができる。

また、役員以外の者の出席については、役員のカ裁量と責任に委ねることをあらかじめ役員に連絡しておくものとする。

第5 検査重点事項

1 法令等遵守態勢の確保

漁業保険団体の組合長又は会長が法令等遵守を漁業保険団体の業務執行上の重要課題と位置付け、全役職員の法令等の遵守意識を向上させるための「コンプライアンス規程」等を制定し、周知徹底に努めているか検討する。

2 組織運営の適正化

総会（総代会）等の開催状況及びその内容、機関紙の発行状況、相談活動の状況等により組合員又は会員との結合状況を検証し、組合員又は会員の意向を反映した組織運営がなされているか検討する。

3 業務執行体制の整備

理事会の機能発揮、理事の業務執行体制、理事間の協力関係、内部けん制態勢の状況等について検証するとともに、職務権限の妥当性、職員の人材養

成確保の状況等について検討する。

なお、漁業保険団体の運営に係る重要事項についての理事会への情報提供の状況、これに対する理事会の判断の状況、理事会の決定事項の業務運営への反映状況等について検討する。

4 監事監査及び内部監査の機能強化

監事の職務執行体制、監事監査及び内部監査の実施状況、監査報告書・意見書等の内容、指摘事項の改善のための取組状況等を検証し、監事監査及び内部監査の機能が十分に発揮されているか検討する。

5 不正・不当事件の未然防止

不正・不当事件の未然防止の観点から、業務分担の適正化、職務権限の明確化、内部けん制態勢の確立及びその機能発揮の状況を検討する。

6 資産の健全性

漁業保険団体の資金・資産の運用に対する取組姿勢等の各般の面から、資産の健全性について検討するとともに、健全性の程度に応じて適切な措置が取られているか検討する。

7 資産運用の適正化

資産運用については、法令、定款、諸規程等の遵守状況、運用方針の設定状況、執行体制、運用担当者の育成・確保等について検討する。

8 財務の健全性

財務基盤の整備強化を図る観点から、漁業保険団体の組織体制強化の推進に対する取組状況を検討する。

9 電算業務の適正な運営と事故防止

電算事務システムの安全確保対策が適正に行われているか検討するとともに、運用面での諸規程等の整備状況及びその遵守状況を検証し、事故防止のための管理体制が整備されているか検討する。

10 加入計画の適正化

加入計画について、単なる数字あわせではなく、地域の漁業情勢を適切に踏まえたものとなっているか、また、加入推進について、常に漁業者ニーズの把握に努めるとともに、説明会等を通じ漁業保険制度の理解を深める努力をしているか検証する。

11 業務関係の適正化

(1) 引受関係

引受に当たり、国庫補助金の対象となる義務加入等の手続き及び契約成立に係る申込書の提出、組合の承諾手続き等が、法令等に基づき適正に実施されているか検証する。

(2) 審査関係

損害の発生から保険金・共済金の支払までの手続きについて、正当な理由なく著しく遅延しているものはないか、また、免責等損害認定に係る手続きが、法令等に基づき適正に実施されているか検証する。

第6 検査の事後処理

1 検査書の交付

検査書の内容において漁業保険団体等の運営上重大な事項があると認められる場合又は検査指摘に対する改善意欲が乏しい等問題のある漁業保険団体等に対しては、理事の出頭を求め、行政担当課長及びその検査を行った検査責任者の立会いの上で、検査書の交付権者から手交するものとする。

2 指導監督部局以外の行政部局への通知

検査・監察部長は、検査で明らかとなった事項のうち、指導監督部局以外の行政部局に通知することがより効率的に是正若しくは改善が図られると判断されるものがある場合は、当該事項を当該行政部局にも通知するものとする。

3 事後確認検査の実施

検査を実施した漁業保険団体等のうち検査指摘に重要なものがある場合又は改善意欲が乏しい場合は、検査指摘事項の是正又は改善を徹底させるため、事後確認検査を実施するものとする。